

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 小鹿野町 (都道府県: 埼玉県)
本事業の担当部署名 こども課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	小鹿野町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通</p> <p>昭和56年から新生児訪問を開始し、この時から町が母子保健事業に取り組み始めました。平成27年から妊産婦訪問や育児ギフトなど妊娠中から切れ目なく支援する「小鹿野版ネウボラ事業」を始め、平成30年には、役場庁舎内に子育ての総合相談窓口である、子育て支援包括支援室「ほっとママステーション」を開設し、町全体で子育て支援を実施しています。</p> <p>待機児童ゼロ、保育料は国の基準の半額程度と県内トップクラスの保育体制を維持することはもとより、埼玉県内初の公立幼保連携型認定こども園を令和2年に開設しました。妊娠期から子育て期に切れ目のない支援、充実した保育体制をとることにより、安心して子育てができる町づくりを進めています。</p> <p>しかしながら、令和5年度の出生見込数は年間20名であり、人口も令和6年1月1日現在、10,315人ですが、数年で10,000人を割り込む見込みです。少子化対策としてこの事業を実施することにより、安心して子育てができる小鹿野町へ40歳未満の若年層が住み続けてもらい、出産・子育てをしてもらえるよう広報啓発を図り実施します。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通</p> <p>これまで少子化対策のための施策を多くやってきたが、出生者数は年々減少し、少子化に歯止めがかからない状況である。これまで行ってきた子どもに対する施策は同様に行い、令和6年度は、若い世代の人口増のための施策を新たに行う予定である。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>若い世代の中でも結婚して町に住む世帯に対する補助である。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							
補助金の交付を受けた日から、夫婦のいずれも3年以上町内に居住する意思があること。徴税等の滞納がないこと。							

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

5年度の見込み数から算出したが、年間町に居住する新婚家庭が3から4件でありその中で該当になる世帯はさらに減ると見込まれるため。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円 = 600,000 円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円 = 300,000 円
				(継続補助)	円
				合計	900,000 円
				左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

令和6年6月広報掲載

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	令和7年度目標人口		9,768	3年度10,630人	
	令和6年度合計特殊出生率の向上		1	3年度0.87	
	婚姻率の向上		2(6年度)	3年度1.8	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		3年度0.87		
	婚姻件数	件	3年度19		
	婚姻率		3年度1.8		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値	
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県は、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会を活用し、オンライン相談や出張相談会が実施できるように人員や設備の整備及びSNS等を活用した総合的な広報を行う。 町は、出張相談会を実施するための会場の確保、町のHPでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	雇用の安定を図り経済的基盤を確保することが重要であり、全ての結婚・子育て世代が、将来にわたる展望を描けるような環境を整えるため、商工会等を通じ地元事業者へ雇用の安定を働きかけていく。				